

## 湯梨浜町議会綱領

湯梨浜町議会は、湯梨浜町民（以下「町民」という。）から直接選挙により選ばれた議員からなる意思決定機関であり、湯梨浜町長（以下「町長」という。）とともに二元代表制を構成する機関として、互いに独立し、その権限を侵さず、侵されず、対等の立場と地位にあることを十分理解の上、緊張関係を保ちながら町政の運営に取り組む使命を負っている。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会は町政における最高議決機関として、審議の場に町民の様々な意見を反映し、活発な議論を経て民意を集約する役割とともに、地方議会としての自立性を高め、地方公共団体の事務・事業の執行について、監視機能及び立法機能を十分発揮することがさらに求められている。

議会は、町民の意思を代弁する合議制機関であり、議員はその信託に応えるため、自らの創意と研鑽を積み、町民との協調のもと公正性・透明性を基本とした活動を行うものであり、議会に関する基本的事項を定めることにより、町民に開かれた議会、信頼される議会並びに町民参加を推進する議会を目指して、この綱領を制定する。

### 1 総則

#### (1) 目的

この綱領は、議会及び議員の活動の活性化と充実を図るため、町政の積極的な情報公開と住民との協働等、議会運営の基本、議員の責務及び活動原則などの基本的事項を定めることにより、町民の負託に応え、町民福祉の向上と町勢の発展に寄与することを目的とする。

#### (2) 基本理念

議会は、地方分権の時代にふさわしい議会を目指し、町民を代表する町政における最高議決機関として、真に地方自治の実現に取り組むものとする。

### 2 議会と町民との関係

#### (1) 町民意思の把握と町政への反映

議会は、議員の様々な議会活動を通して、町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させることを使命とする。

## **(2) 議会活動における町民参画の機会確保**

議会は、委員会にあっては参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するとともに、議員の政策立案能力の強化を図るため、町民との意見交換の場を多様に設ける等、町民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

議会は、請願書又は陳情書の提出があったときは、誠実に処理するものとし、必要に応じて、提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

## **(3) 意思決定過程の透明化**

議会は、意思決定過程を透明化し、町民に対し説明責任を十分果たすため、本会議のほか、法令に定める会議は、原則公開とする。

議会は、本会議の状況についてケーブルテレビを利用した放映を行なうとともに、会議録をホームページに掲載する等の方法により、広く町民の閲覧に供するものとする。

## **(4) 議会活動に関する積極的な広報**

議会は、各種の活動について、多様な広報媒体を用いて積極的に町民への情報発信を行なうものとする。

# **3 議会と町長等執行機関との関係**

## **(1) 基本的な考え方**

議会は、地方自治における二元代表制に鑑み、町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)との立場、権能の違いを踏まえ、対等で緊張ある関係の保持に努めるものとする。

## **(2) 政策立案及び政策提言**

議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通して町長等に対し、政策立案及び政策提言を積極的に行なうものとする。

議会は、町長等からの提出議案を審議する場を設け、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

## **(3) 監視及び評価**

議会は、町長等の行財政の運営や事務執行が適法、適正、公平かつ効率的に行なわれているか、住民の立場にたって監視するものとし、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

議会は、町長等の事務執行の効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、適切な対応を講ずるよう求めるものとする。

## **(4) 調査活動に対する協力の要請**

議会は、町長等に対し、議員の町政に関する調査活動に誠実に協力するよう要請するものとする。

## 4 湯梨浜町議会の目指す方向

### (1) 議会の役割・機能強化

#### ア 議会の役割

議会は、町民を代表する合議制機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

議員提案による政策条例の制定、決議等を通じた積極的な政策立案及び政策提言

議決による町的意思決定の確定

町長等の事務処理が適正かつ公平で効率的になされているかどうかの監視及び必要に応じた適切な措置の要求

町民の多様な意見の収集及び活発な議論の展開

#### イ 議員相互の論議

議員は、常任委員会、特別委員会等の会議において、積極的に議員相互の討議に努めるものとする。

#### ウ 委員会活動の活性化

委員会は、閉会中又は庁外における開催、町内外における事務調査等、町政の課題に対応した機動的な運営を行なうものとする。

#### エ 継続的な議会活性化・改革活動

議会は、議会の活性化を図るため、改革に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

### (2) 議員の位置付け

#### ア 議員の職責・職務

議員が町民の直接選挙によって選出されるということは、議員は、住民全体の代表者であり、奉仕者であって、合議体の構成員としての職責を果たすため、次に掲げる職務を遂行するものとする。

政策形成に係る調査、企画及び立案

議会の会議における審議を通しての団体意思又は機関意思の確定

町長等の事務執行が適正、公平、効率的かつ民主的になされているかどうかの監視と必要に応じた是正処置の要求又は代案の提示

町長等の事務執行が所期の目的どおりの効果、成果を上げたかどうかの評価と必要な対応の要求

町政についての町民への広報

議会活動に必要な見識を高めるための研修への積極的参加と自己研鑽

町民に対する意見聴取、対話、訴え及び指導

全体の代表者としての意見と、地区又は組織の代表者としての意見を自己の内部において調整統合する責務

## イ 議員の政治倫理

議員は、町民の厳粛な負託により、町政に携わる権能及び職責を有することを自覚し、湯梨浜町議会議員政治倫理条例（平成16年湯梨浜町条例第203号）を規範とし、遵守しなければならない。

## 5 その他湯梨浜町議会運営基準の遵守

議員は、合意に基づき別に定める「湯梨浜町議会運営基準」（以下「運営基準」という。）を遵守しなければならない。ただし、この運営基準は、不断に見直しを行なうものとする。

平成22年 9月28日

鳥取県東伯郡湯梨浜町議会  
全員協議会合意制定（同日施行）